

幡豆デイサービス 料金表

令和6年4月1日～

1. 通所介護(要介護1～5)

①基本単位(1回につき)

※通常規模型(7時間以上8時間未満)

1割負担	
要介護1	658単位
要介護2	777単位
要介護3	900単位
要介護4	1,023単位
要介護5	1,148単位

単位=10.14円
【利用者自己負担金は1割(1.014円)】

②加算単位

- 1)入浴加算(Ⅰ) 40単位(1回につき)
 - 2)個別機能訓練加算(Ⅰ)イ 56単位(1日につき)
 - 3)サービス提供体制加算(Ⅲ) 6単位(1回につき)
 - 4)科学的介護推進体制加算 40単位(1月につき)
 - 5)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数にサービス別加算率(通所介護は5.9%)を乗じた単位数
 - 6)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数にサービス別加算率(通所介護は1.0%)を乗じた単位数
 - 7)介護職員等ベースアップ支援加算 所定単位数にサービス別加算率(通所介護は1.1%)を乗じた単位数
- ※介護保険の負担割合は、介護保険負担割合証にてご確認下さい。
★全体に地域区分(6級地)1円=1.027円として計算します。

2. 介護予防通所型サービス(要支援1・2)

(介護予防・日常生活支援総合事業)

①基本単位(月額)

要支援1	1,798単位	要支援2	3,621単位
------	---------	------	---------

単位=10.27円【利用者自己負担金は1割(1.027円)】

②加算単位(月額)

- 1)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)

要支援1	24単位	要支援2	48単位
------	------	------	------
 - 2)生活機能向上グループ加算 100単位(1月につき)
 - 3)生活機能向上連携加算Ⅰ 100単位(1月につき)※3ヶ月に1回
 - 4)生活機能向上連携加算Ⅱ 100単位(1月につき)
 - 5)口腔機能向上加算Ⅰ 150単位(1月につき)
 - 6)科学的介護推進体制加算 40単位(1月につき)
 - 7)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数にサービス別加算率(通所介護は5.9%)を乗じた単位数
 - 8)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数にサービス別加算率(通所介護は1.0%)を乗じた単位数
 - 9)介護職員等ベースアップ支援加算 所定単位数にサービス別加算率(通所介護は1.1%)を乗じた単位数
- ※介護保険の負担割合は、介護保険負担割合証にてご確認下さい。
★全体に地域区分(6級地)1円=1.027円として計算します。

◎介護保険外実費料金

- 1)利用者の希望によるサービス時間の延長料金
1時間当たり 1,000円
- 2)通常実施区域を越えた場合の料金
片道10キロメートル未満 300円
片道10キロメートル以上 500円
- 3)食費 1食 550円(おやつ含む)
- 4)日常生活費 1日 100円
- 5)紙おむつ・紙パンツ(各サイズ共通) 1枚 100円 パット(各サイズ共通) 1枚 50円